

# 「岡三にいがた証券の約款集」の改正内容

以下のとおり、平成28年1月1日付で「岡三にいがた証券の約款集」を一部改正いたします。なお、項番の改正等、軽微な改正については、記載を省略しております。

## 証券総合取引約款

新	旧
<p><b>第1章 証券総合取引</b> <b>第3条の2 共通番号の届出</b> <u>お客様は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」といいます。）その他の関係法令等の定めに従って、証券総合取引口座を開設するとき、共通番号（番号法第2条第5項に規定する個人番号又は同条第15項に規定する法人番号。以下同じ。）の通知を受けたときその他番号法その他の関係法令等が定める場合に、お客様の共通番号を当社にお届出いただきます。その際、番号法その他の関係法令の規定に従い本人確認を行わせていただきます。</u></p> <p><b>第5章 株式等振替決済取引</b> <b>第4条 当社への届出事項</b> (1) 「振替決済口座設定申込書」に押なつされた印影及び記載された氏名又は名称、住所、生年月日、法人の場合における代表者の役職氏名、<u>共通番号</u>等をもって、お届出の氏名又は名称、住所、生年月日、印鑑、<u>共通番号</u>等とします。 (2) ( 現行どおり )</p> <p><b>第5条の2 加入者情報の他の口座管理機関への通知の同意</b> 当社が第5条に基づき機関に通知した加入者情報（生年月日を除きます。）の内容は、機関を通じて、お客様が他の口座管理機関に振替決済口座を開設している場合の当該他の口座管理機関に対して通知される場合があることにつき、ご同意いただいたものとして取扱います。</p> <p><b>第6条 共通番号情報の取扱いに関する同意</b> <u>当社は、お客様の共通番号情報（氏名又は名称、住所、共通番号）について、株式等の振替制度に関して機関の定めるところにより取り扱い、機構、機構を通じて振替株式等の発行者及び受託者に対して通知することにつき、ご同意いただいたものとして取り扱います。</u></p> <p><b>第6章 国債振替決済取引</b> <b>第5条 振替の申請</b> (1) お客様は、振替決済口座に記載又は記録されている振替国債について、<u>次の各号</u>に定める場合を除き、当社に対し、振替の申請をすることができます。</p>	<p><b>第1章 証券総合取引</b> ( 新 設 )</p> <p><b>第5章 株式等振替決済取引</b> <b>第4条 当社への届出事項</b> (1) 「振替決済口座設定申込書」に押なつされた印影及び記載された氏名又は名称、住所、生年月日、法人の場合における代表者の役職氏名等をもって、お届出の氏名又は名称、住所、生年月日、印鑑等とします。 (2) ( 省 略 )</p> <p><b>第6条 加入者情報の他の口座管理機関への通知の同意</b> 当社が第5条に基づき機関に通知した加入者情報（生年月日を除きます。）の内容は、機関を通じて、お客様が他の口座管理機関に振替決済口座を開設している場合の当該他の口座管理機関に対して通知される場合があることにつき、ご同意いただいたものとして取扱います。  ( 新 設 )</p> <p><b>第6章 国債振替決済取引</b> <b>第5条 振替の申請</b> (1) お客様は、振替決済口座に記載又は記録されている振替国債について、<u>次の①から③</u>に定める場合を除き、当社に対し、振替の申請をすることができます。</p>

新	旧
<p>①・② ( 現行どおり ) ( 削 除 )</p> <p>(2)～(4) ( 現行どおり )</p>	<p>①・② ( 省 略 )</p> <p>③ <u>振込国債の償還期日又は利子支払期日の3営業日前から前営業日までの範囲内において日本銀行が定める期間中に振替を行うもの</u></p> <p>(2)～(4) ( 省 略 )</p>
<p><b>第7条 分離適格振込国債に係る元利分離申請</b></p> <p>(1) 振替業を営む金融機関等は、振替決済口座（顧客口を除きます。）の日本銀行が定める内訳区分に記載又は記録されている分離適格振込国債について、<u>次</u>に定める場合を除き、当社に対し、元利分離の申請をすることができます。</p> <p>差押えを受けたものその他の法令の規定により元利分離又はその申請を禁止されたもの ( 削 除 )</p> <p>(2)・(3) ( 現行どおり )</p>	<p><b>第7条 分離適格振込国債に係る元利分離申請</b></p> <p>(1) 振替業を営む金融機関等は、振替決済口座（顧客口を除きます。）の日本銀行が定める内訳区分に記載又は記録されている分離適格振込国債について、<u>次の①及び②</u>に定める場合を除き、当社に対し、元利分離の申請をすることができます。</p> <p>① 差押えを受けたものその他の法令の規定により元利分離又はその申請を禁止されたもの</p> <p>② <u>当該分離適格振込国債の償還期日又は利子支払期日の3営業日前から前営業日までににおいて、あらかじめ日本銀行が定める期間中に元利分離を行うもの</u></p> <p>(2)・(3) ( 省 略 )</p>
<p><b>第8条 分離元本振込国債等の元利統合申請</b></p> <p>(1) 振替業を営む金融機関等は、振替決済口座（顧客口を除きます。）の日本銀行が定める内訳区分に記載又は記録されている分離元本振込国債及び分離利息振込国債について、<u>次</u>に定める場合を除き、当社に対し、元利統合の申請をすることができます。</p> <p>差押えを受けたものその他の法令の規定により元利統合又はその申請を禁止されたもの ( 削 除 )</p> <p>(2)・(3) ( 現行どおり )</p>	<p><b>第8条 分離元本振込国債等の元利統合申請</b></p> <p>(1) 振替業を営む金融機関等は、振替決済口座（顧客口を除きます。）の日本銀行が定める内訳区分に記載又は記録されている分離元本振込国債及び分離利息振込国債について、<u>次の①及び②</u>に定める場合を除き、当社に対し、元利統合の申請をすることができます。</p> <p>① 差押えを受けたものその他の法令の規定により元利統合又はその申請を禁止されたもの</p> <p>② <u>当該分離元本振込国債と名称及び記号が同じ分離適格振込国債の償還期日又は利子支払期日の3営業日前から前営業日までににおいて、あらかじめ日本銀行が定める期間中に元利統合を行うもの。</u></p> <p>(2)・(3) ( 省 略 )</p>
<p><b>第12章 雑 則</b></p> <p><b>第2条 届出事項の変更等</b></p> <p>(1) お届出事項に変更が生じた場合（印章を喪失された場合のお届出印鑑の改印を除きます。）は、その旨を当社にお申出のうえ、所定の「変更届」その他の書面に必要事項を記載し、お届出印鑑を押なつてご提出ください。この場合「戸籍抄本」「住民票」等の書類をご提出<u>又は「個人番号カード」等をご提示願うこと等</u>があります。</p> <p>(2)～(4) ( 現行どおり )</p> <p>(5) 上記(1)から(3)による変更後は、変更後の印影・住所・氏名・<u>共通番号</u>等をもって届出の印鑑・住所・氏名・<u>共通番号</u>等とします。</p>	<p><b>第12章 雑 則</b></p> <p><b>第2条 届出事項の変更等</b></p> <p>(1) お届出事項に変更が生じた場合（印章を喪失された場合のお届出印鑑の改印を除きます。）は、その旨を当社にお申出のうえ、所定の「変更届」その他の書面に必要事項を記載し、お届出印鑑を押なつてご提出ください。この場合「戸籍抄本」「住民票」等の書類をご提出願うことがあります。</p> <p>(2)～(4) ( 省 略 )</p> <p>(5) 上記(1)から(3)による変更後は、変更後の印影・住所・氏名等をもって届出の印鑑・住所・氏名等とします。</p>

## 外国証券取引口座約款

新	旧
<p><b>第4章 雑 則</b>  <b>(共通番号の届出)</b>  <b>第24条</b> 申込者は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）その他の関係法令の定めに従って、口座を開設するとき、共通番号（番号法第2条第5項に規定する個人番号又は同条第15項に規定する法人番号。以下同じ。）の通知を受けたときその他番号法その他の関係法令が定める場合に、申込者の共通番号を当社に届出するものとします。その際、当社は、番号法その他の関係法令の規定に従い、申込者の本人確認を行うものとします。</p> <p><b>(届出事項)</b>  <b>第24条の2</b> 申込者は、住所（又は所在地）、氏名（又は名称）、<u>印鑑及び共通番号</u>等を当社所定の書類により当社に届け出るものとします。</p> <p><b>(届出事項の変更届出)</b>  <b>第25条</b> 申込者は、当社に届け出た住所（又は所在地）、氏名（又は名称）、<u>共通番号</u>等に変更のあったとき、又は届出の印鑑を紛失したときは、直ちにその旨を当社所定の手続により当社に届け出るものとします。</p>	<p><b>第4章 雑 則</b>  （ 新 設 ）</p> <p><b>(届出事項)</b>  <b>第24条</b> 申込者は、住所（又は所在地）、氏名（又は名称）<u>及び</u>印鑑等を当社所定の書類により当社に届け出るものとします。</p> <p><b>(届出事項の変更届出)</b>  <b>第25条</b> 申込者は、当社に届け出た住所（又は所在地）、氏名（又は名称）等に変更のあったとき、又は届出の印鑑を紛失したときは、直ちにその旨を当社所定の手続により当社に届け出るものとします。</p>

## 特定口座に係る上場株式等保管委託及び上場株式等信用取引約款

新	旧
<p><b>第1条</b> （ 現行どおり ）</p> <p><b>(特定口座開設届出書等の提出)</b>  <b>第2条</b> お客様が特定口座の開設を申込むにあたっては、あらかじめ当社に対し、特定口座開設届出書を提出しなければなりません。</p> <p><b>2.</b> お客様が特定口座内保管上場株式等の譲渡又は特定口座において処理される上場株式等の信用取引に係る差金決済による所得について源泉徴収を<u>選択される</u>場合には、あらかじめ当社に対し、特定口座源泉徴収選択届出書を提出しなければなりません。<u>なお、当該特定口座源泉徴収選択届出書が提出された年の翌年以後の特定口座内保管上場株式等の譲渡については、お客様から源泉徴収を選択しない旨の申出がない限り、当該特定口座源泉徴収選択届出書の提出があったものとみなします。</u></p> <p><b>3.</b> お客様が当社に対して源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書を提出しており、その年に交付を受けた上場株式等の配当等を特定</p>	<p><b>第1条</b> （ 省 略 ）</p> <p><b>(特定口座開設届出書等の提出)</b>  <b>第2条</b> お客様が特定口座の開設を申込むにあたっては、あらかじめ当社に対し、特定口座開設届出書を提出しなければなりません。</p> <p><b>2.</b> お客様が特定口座内保管上場株式等の譲渡又は特定口座において処理される上場株式等の信用取引に係る差金決済による所得について源泉徴収を<u>希望する</u>場合には、あらかじめ当社に対し、特定口座源泉徴収選択届出書を提出しなければなりません。</p> <p><b>3.</b> お客様が当社に対して<u>租税特別措置法第37条の11の6第2項に規定する</u>源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書を提出してお</p>

新	旧
<p>上場株式配当等勘定において受領されている場合には、その年最初に当該上場株式等の配当等の支払が確定した日以後、当該年に特定口座内保管上場株式等の譲渡による所得について、源泉徴収を<u>選択しない</u>旨の申出を行うことはできません。</p> <p><b>(特定保管勘定における保管の委託等)</b>  <b>第3条</b> 当社は、上場株式等の保管の委託等は、<u>当該保管の委託等に係る口座に設けられた</u>特定保管勘定（当該口座に保管の委託等がされる上場株式等につき、当該保管の委託等に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。）において行います。</p> <p><b>第4条～第5条</b> （ 現行どおり ）</p> <p><b>(特定口座に受入れる上場株式等の範囲)</b>  <b>第6条</b> 当社は、お客様の特定保管勘定においては、以下の上場株式等（租税特別措置法第29条の2第1項の適用を受けて取得をした同項に規定する特定新株予約権等に係る上場株式等を<u>除きます</u>。）のみを受入れます。</p> <p>① 特定口座開設届出書の提出後に当社への買付の委託により取得をした上場株式等又は当社から取得をした上場株式等で、その取得後直ちに特定口座に受入れる上場株式等</p> <p>② 当社以外の<u>金融商品取引業者等</u>に開設されているお客様の特定口座に受入れられている特定口座内保管上場株式等の全部又は一部を所定の方法により当社の当該お客様の特定口座に移管することにより受入れる上場株式等</p> <p>③ 当社が行う上場株式等の募集（金融商品取引法第2条第3項に規定する有価証券の募集に該当するものに<u>限ります</u>。）により取得した上場株式等</p> <p>④ 当社に開設された特定口座に設けられた特定信用取引勘定において行った信用取引により買付けた上場株式等のうち、その受渡の際に、特定保管勘定への振替の方法により受入れる上場株式等</p> <p>⑤ 相続（限定承認に係るものを<u>除きます。以下同じです</u>。）又は遺贈（包括遺贈のうち、限定承認に係るものを<u>除きます。以下同じです</u>。）により取得した当該相続に係る被相続人又は当該遺贈に係る包括遺贈者の当社又は他の<u>金融商品取引業者等</u>に開設していた特定口座に引き続き保管の委託等がされている上場株式等で、<u>所定の方法により当社の特定口座に移管することにより受入れる</u>上場株式等</p> <p>⑥ 特定口座内保管上場株式等につき、次に掲げる事由により取得した上場株式等であって、当該特定口座内保管上場株式等を基因とし、<u>保管の委託等</u>をする方法で行なわれるもの等、法令の定めにより特定口座への受入が</p>	<p>り、その年に交付を受けた上場株式等の配当等を特定上場株式配当等勘定において受領されている場合には、その年最初に当該上場株式等の配当等の支払が確定した日以後、当該年に特定口座内保管上場株式等の譲渡による所得について、源泉徴収を<u>希望しない</u>旨の申出を行うことはできません。</p> <p><b>(特定保管勘定における保管の委託)</b>  <b>第3条</b> 当社は、<u>特定口座に係る</u>上場株式等の保管の委託は特定保管勘定（保管の委託がされる上場株式等につき、当該保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。）において行います。</p> <p><b>第4条～第5条</b> （ 省 略 ）</p> <p><b>(特定口座に受入れる上場株式等の範囲)</b>  <b>第6条</b> 当社は、お客様の特定保管勘定においては、以下の上場株式等（租税特別措置法第29条の2第1項の適用を受けて取得をした同項に規定する特定新株予約権等に係る上場株式等を<u>除く</u>。）のみを受入れます。</p> <p>① 特定口座開設届出書の提出後に当社への買付の委託により取得をした上場株式等又は当社から取得をした上場株式等で、その取得後直ちに特定口座に受入れる上場株式等</p> <p>② 当社以外の<u>証券会社</u>に開設されているお客様の特定口座に受入れられている特定口座内保管上場株式等の全部又は一部を所定の方法により当社の当該お客様の特定口座に移管することにより受入れる上場株式等</p> <p>③ 当社が行う上場株式等の募集（金融商品取引法第2条第3項に規定する有価証券の募集に該当するものに<u>限る</u>。）により取得した上場株式等</p> <p>④ 当社に開設された特定口座に設けられた<u>租税特別措置法第37条の11の3第3項第三号に規定する</u>特定信用取引勘定において行った信用取引により買付けた上場株式等のうち、その受渡の際に、特定保管勘定への振替の方法により受入れる上場株式等</p> <p>⑤ 相続（限定承認に係るものを<u>除く。以下同じ</u>。）又は遺贈（包括遺贈のうち、限定承認に係るものを<u>除く。以下同じ</u>。）により取得した当該相続に係る被相続人又は当該遺贈に係る包括遺贈者の当社又は他の<u>証券会社</u>に開設していた特定口座に引き続き保管の委託がされている上場株式等を<u>移管又は社債、株式等の振替に関する法律に規定する顧客口座簿に記載又は記録による方法で取得した</u>上場株式等</p> <p>⑥ 特定口座内保管上場株式等につき、次に掲げる事由により取得した上場株式等であって、当該特定口座内保管上場株式等を基因とし、<u>社債、株式等の振替に関する法律に規定する顧客口座簿に記載又は記録</u>をする方法で</p>

新	旧
<p>認められているもの            (イ) 株式、受益権の分割又は併合  <u>(ロ) 株式、新株予約権、新投資口予約権の無償割当により取得する上場株式等</u>  <u>(ハ) 法人の合併、投資信託の併合</u>  <u>(ニ) 法人の分割</u>  <u>(ホ) 株式の交換等</u>  <u>(ヘ) 特定口座内保管上場株式等に付された新株予約権の行使等</u>            ⑦ ( 現行どおり )  <u>⑧ 前各号のほか租税特別措置法施行令第 2 5 条の 1 0 の 2 第 1 4 項に基づき定められる上場株式等</u>            ( 新 設 )            2. ( 現行どおり )</p>	<p>行われるもの等、法令の定めにより特定口座への受入れが認められているもの            (イ) 株式の分割又は併合            ( 新 設 )  <u>(ロ) 法人の合併</u>  <u>(ハ) 法人の分割</u>  <u>(ニ) 株式の交換等</u>  <u>(ホ) 特定口座内保管上場株式等に付された新株予約権の行使</u>            ⑦ ( 省 略 )            ⑧ ( 新 設 )            2. ( 省 略 )</p>
<p><b>(譲渡の方法)</b>  <b>第7条</b> 特定保管勘定において保管の委託等がされている上場株式等の譲渡については、当社への売委託による方法、当社に対してする方法<u>その他租税特別措置法施行令第 2 5 条の 1 0 の 2 第 7 項に定められる方法のいずれかにより行います。</u></p>	<p><b>(譲渡の方法)</b>  <b>第7条</b> 特定保管勘定において保管の委託がされている上場株式等の譲渡については、当社への売委託による方法、当社に対してする方法<u>又は上場株式等を発行した法人に対して商法第 2 2 0 条の 6 第 1 項 (同法第 2 2 1 条第 6 項において準用する場合を含む。)の規定に基づいて行われる端株又は一単元の株式に満たない数の株式の譲渡について当社を経由する方法のいずれかにより行います。</u></p>
<p><b>第8条～第11条</b> ( 現行どおり )</p>	<p><b>第8条～第11条</b> ( 省 略 )</p>
<p><b>(年間取引報告書の送付)</b>  <b>第12条</b> 当社は、租税特別措置法第 3 7 条の 1 1 の 3 第 7 項に定めるところにより、特定口座年間取引報告書を翌年 1 月 3 1 日までに、お客様に交付いたします。  <u>2. 特定口座の廃止によりこの契約が解約されたときは、その解約日の属する月の翌月末日までに特定口座年間取引報告書をお客様に交付いたします。</u>  <u>3. 当社は、特定口座年間取引報告書を 2 通作成し、1 通をお客様へ交付し、1 通を税務署に提出いたします。</u>  <u>4. 当社は、租税特別措置法第 3 7 条の 1 1 の 3 第 8 項に定めるところにより、その年中にお客様が開設した特定口座において上場株式等の譲渡等が行なわれなかった場合は、当該お客様からの請求があった場合のみ特定口座年間取引報告書を、翌年 1 月 3 1 日までにお客様に交付いたします。</u></p>	<p><b>(年間取引報告書の送付)</b>  <b>第12条</b> 当社は、租税特別措置法第 3 7 条の 1 1 の 3 第 7 項に定めるところにより、特定口座年間取引報告書を翌年 1 月 3 1 日までに、お客様に交付いたします。<u>なお、取引等 (譲渡等及び配当等の受入れ) のなかった特定口座については、特定口座年間取引報告書の交付を行わない場合があります。ただし、お客様から請求があった場合には交付します。</u></p>
<p><b>(契約の解除)</b>  <b>第13条</b> 次の各号の一に該当したときは、この契約は解除されます。            ① お客様が当社に対して租税特別措置法施行令第 2 5 条の 1 0 の 7 第 1 項に規定する特別口座廃止届出書を提出したとき            ② 租税特別措置法施行令第 2 5 条の 1 0 の 8 に規定する特定口座開設者死亡届出書の提出が<u>あり相続・遺贈の手続きが完了したとき</u></p>	<p><b>(契約の解除)</b>  <b>第13条</b> 次の各号の一に該当したときは、この契約は解除されます。            ① お客様が当社に対して租税特別措置法施行令第 2 5 条の 1 0 の 7 第 1 項に規定する特別口座廃止届出書を提出したとき            ② 租税特別措置法施行令第 2 5 条の 1 0 の 8 に規定する特定口座開設者死亡届出書の提出が<u>あったとき</u></p>

新	旧
<p><b>(特定口座内公社債等の価値喪失に関する事実確認書類の交付)</b></p> <p><b>第14条</b> 特定口座内公社債等の発行会社について清算終了等の一定の事実が発生し、当該特定口座内公社債等の価値が失われた場合に該当したときには、当社は、お客様に対し、関係法令等に定めるところにより価値喪失株式等の銘柄、当該特定口座内公社債等に係る1単位当たりの金額に相当する金額などを記載した確認書類を交付いたします。なお、その価値喪失の金額は、特定口座における上場株式等の譲渡損益の計算には含まれません。</p> <p><b>(合意管轄)</b></p> <p><b>第15条</b> ( 現行どおり )</p> <p><b>(約款の変更)</b></p> <p><b>第16条</b> この約款は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他必要が生じたときに改定されることがあります。なお、改定の内容が、お客様の従来の権利を制限する若しくはお客様に新たな義務を課すものであるときは、その改定事項を通知します。この場合、所定の期日までに異議の申出がないときは、その変更同意したものとします。</p> <p style="text-align: center;">( 削 徐 )</p>	<p style="text-align: center;">( 新 設 )</p> <p><b>(合意管轄)</b></p> <p><b>第14条</b> ( 省 略 )</p> <p><b>(約款の変更)</b></p> <p><b>第15条</b> 当社は、この約款の内容が変更される場合は、お客様にその変更事項を通知します。この場合、所定の期日までに異議の申出がないときは、その変更同意したものとします。</p> <p><b>2.</b> 前項の通知は、その内容がお客様の従来の権利を制限する若しくはお客様の新たな義務を課すものではない場合又はその内容の変更が軽微である場合は、当該通知は行わない場合があります。</p>

## 特定口座に係る上場株式配当等受領委任に関する約款

新	旧
<p><b>第1条</b> ( 現行どおり )</p> <p><b>(源泉徴収選択口座で受領する上場株式配当等の範囲)</b></p> <p><b>第2条</b> 当社はおお客様の源泉徴収選択口座に設けられた特定上場株式配当等勘定においては、次に掲げる配当等のうち上場株式等の配当等 <u>(<a href="#">租税特別措置法第8条の4第1項に規定する上場株式等の配当等をいいます。</a>)</u> に該当するもの (当該源泉徴収口座が開設されている当社の営業所に <u>保管の委託等</u> がされている上場株式等に係るものに限ります。) のみを受入れます。</p> <p>① <u>租税特別措置法第3条の3第2項に規定する国外公社債等の利子等 (同条第1項に規定する国外一般公社債等の利子等を除きます。)</u> で同条第3項の規定に基づき当社によ</p>	<p><b>第1条</b> ( 省 略 )</p> <p><b>(源泉徴収選択口座で受領する上場株式配当等の範囲)</b></p> <p><b>第2条</b> 当社はおお客様の源泉徴収選択口座に設けられた特定上場株式配当等勘定においては、次に掲げる配当等のうち上場株式等の配当等に該当するもの (当該源泉徴収口座が開設されている当社の営業所に <u>係る振替口座簿に記載若しくは記録がされ、又は当該営業所に保管の委託がされている上場株式等 (<a href="#">租税特別措置法第37条の11の3第2項に規定する上場株式等 (一般口座を含みます。)</a>)</u> をいいます。) に係るものに限ります。) のみを受入れます。</p> <p style="text-align: center;">( 新 設 )</p>

新	旧
<p style="text-align: center;"><u>り所得税が徴収されるべきもの</u></p> <p>② 租税特別措置法第8条の3第2項第2号に掲げる国外私募公社債等運用投資信託等の配当等以外の国外投資信託等の配当等で同条第3項の規定に基づき当社により所得税が徴収されるべきもの</p> <p>③ 租税特別措置法第9条の2第1項に規定する国外株式の配当等で同条第2項の規定に基づき当社により所得税が徴収されるべきもの</p> <p>④ 租税特別措置法第9条の3の2第1項に規定する上場株式等の配当等で同項の規定に基づき当社により所得税が徴収されるべきもの</p> <p>2. ( 現行どおり )</p> <p><b>第3条～第8条</b> ( 現行どおり )</p>	<p>① 租税特別措置法第8条の3第2項第2号に掲げる国外私募公社債等運用投資信託等の配当等以外の国外投資信託等の配当等で同条第3項の規定に基づき当社により所得税が徴収されるべきもの</p> <p>② 租税特別措置法第9条の2第1項に規定する国外株式の配当等で同条第2項の規定に基づき当社により所得税が徴収されるべきもの</p> <p>③ 租税特別措置法第9条の3の2第1項に規定する上場株式等の配当等で同項の規定に基づき当社により所得税が徴収されるべきもの</p> <p>2. ( 省 略 )</p> <p><b>第3条～第8条</b> ( 省 略 )</p>

## 特定管理口座約款

新	旧
<p><b>(約款の趣旨)</b></p> <p><b>第1条</b> この約款は、お客様が当社に設定する租税特別措置法<u>第37条の11の2</u>第1項に規定する特定管理口座（以下「特定管理口座」といいます。）の開設等について、お客様と当社との権利義務関係を明確にするための取決めです。</p> <p><b>第2条</b> ( 現行どおり )</p> <p><b>(特定管理口座における保管の委託)</b></p> <p><b>第3条</b> 当社に特定管理口座が開設されている場合、当社に開設されている特定口座で特定口座内保管上場株式等として管理されていた内国法人の株式<u>又は公社債</u>が上場株式等に該当しないこととなった場合の<u>振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託（以下「保管の委託等」といいます。）</u>は、特に申出がない限り、当該特定口座からの移管により、上場株式等に該当しないこととなった日以後引き続き当該特定管理口座において行います。</p> <p><b>(譲渡の方法)</b></p> <p><b>第4条</b> 特定管理口座において<u>保管の委託等</u>がされている<u>特定管理株式等</u>の譲渡については、当社への売委託による方法、当社に対してする方法により行います。</p> <p>2. 前項の規定にかかわらず、お客様が、当社に対して、<u>特定管理株式等</u>の売委託の注文または当社に対する買い取りの注文を出すことができない場合があります。</p> <p>3. 前項の規定により、お客様が当社に対して<u>特定管理株式等</u>に係る注文を当社に対して出すことができない場合には、お客様が<u>特定管</u></p>	<p><b>(約款の趣旨)</b></p> <p><b>第1条</b> この約款は、お客様が当社に設定する租税特別措置法<u>第37条の10の2</u>第1項に規定する特定管理口座（以下「特定管理口座」という。）の開設等について、お客様と当社との権利義務関係を明確にするための取決めです。</p> <p><b>第2条</b> ( 省 略 )</p> <p><b>(特定管理口座における保管の委託)</b></p> <p><b>第3条</b> 当社に特定管理口座が開設されている場合、当社に開設されている特定口座で特定口座内保管上場株式等として管理されていた内国法人の株式が上場株式等に該当しないこととなった場合の<u>保管の委託</u>は、特に申出がない限り、当該特定口座からの移管により、上場株式等に該当しないこととなった日以後引き続き当該特定管理口座において行います。</p> <p><b>(譲渡の方法)</b></p> <p><b>第4条</b> 特定管理口座において<u>保管の委託</u>がされている<u>特定管理株式</u>の譲渡については、当社への売委託による方法、当社に対してする方法により行います。</p> <p>2. 前項の規定にかかわらず、お客様が、当社に対して、<u>特定管理株式</u>の売委託の注文または当社に対する買い取りの注文を出すことができない場合があります。</p> <p>3. 前項の規定により、お客様が当社に対して<u>特定管理株式</u>に係る注文を当社に対して出すことができない場合には、お客様が<u>特定管理</u></p>

新	旧
<p><u>理株式等</u>を譲渡される前に、当該<u>特定管理株式等</u>を特定管理口座から払い出すことといたします。</p> <p><b>(特定管理株式等の譲渡、払出しに関する通知)</b></p> <p><b>第5条</b> 特定管理口座において<u>特定管理株式等</u>の譲渡、全部又は一部の払出しがあった場合には、当社は、お客様に対し、関係法令等に定めるところにより、当該譲渡又は払出しをした当該<u>特定管理株式等</u>に関する一定の事項を書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知いたします。</p> <p><b>(特定管理株式等の価値喪失に関する事実確認書類の交付)</b></p> <p><b>第6条</b> 特定管理口座で管理している<u>特定管理株式等</u>の発行会社について清算終了等の一定の事実が<u>生じ</u>、当該<u>特定管理株式等</u>の価値が失われた場合に該当したときには、当社は、お客様に対し、関係法令等に定めるところにより<u>価値喪失株式等</u>の銘柄、<u>価値喪失株式等</u>に係る1株当たりの金額に相当する金額などを記載した確認書類を交付いたします。</p> <p><b>(契約の解除)</b></p> <p><b>第7条</b> 次の各号の一に該当したときは、この契約は解除されます。</p> <p>①～④ ( 現行どおり )</p> <p>2. 前項の規定にかかわらず、前項第2号の事由が生じたときに、当社に開設されている特定管理口座において、<u>特定管理株式等の保管の委託等</u>がされている場合、当該特定管理口座の全ての銘柄について、譲渡、払出し又は価値喪失があったときに、特定管理口座の廃止を行います。</p> <p><b>第8条～第9条</b> ( 現行どおり )</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>	<p><u>株式</u>を譲渡される前に、当該<u>特定管理株式</u>を特定管理口座から払い出すことといたします。</p> <p><b>(特定管理株式の譲渡、払出しに関する通知)</b></p> <p><b>第5条</b> 特定管理口座において<u>特定管理株式</u>の譲渡、全部又は一部の払出しがあった場合には、当社は、お客様に対し、関係法令等に定めるところにより、当該譲渡又は払出しをした当該<u>特定管理株式</u>に関する一定の事項を書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知いたします。</p> <p><b>(特定管理株式の価値喪失に関する事実確認書類の交付)</b></p> <p><b>第6条</b> 特定管理口座で管理している<u>特定管理株式</u>の発行会社について清算終了等の一定の事実が<u>発生し</u>、当該<u>特定管理株式</u>の価値が失われた場合に該当したときには、当社は、お客様に対し、関係法令等に定めるところにより<u>価値喪失株式</u>の銘柄、<u>価値喪失株式</u>に係る1株当たりの金額に相当する金額などを記載した確認書類を交付いたします。</p> <p><b>(契約の解除)</b></p> <p><b>第7条</b> 次の各号の一に該当したときは、この契約は解除されます。</p> <p>①～④ ( 省 略 )</p> <p>2. 前項の規定にかかわらず、前項第2号の事由が生じたときに、当社に開設されている特定管理口座に<u>係る振替口座簿に記載若しくは記録がされ、又は保管の委託</u>がされている場合、当該特定管理口座の全ての銘柄について、譲渡、払出し又は価値喪失があったときに、特定管理口座の廃止を行います。</p> <p><b>第8条～第9条</b> ( 省 略 )</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>